六　介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（生活訓練）事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　（略） (2)　(一)　利用定員が十一人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所等　指定障害福祉サービス基準第百七十一条又は第百七十一条の四において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合 (二)　（略）	百分の七十

ロ　（略）

ハ　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（共生型自立訓練（生活訓練）事業所を除く。以下このハにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

六　介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一)　利用定員が十一人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所等　指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合 (二)　（略） (2)　（略）	百分の七十

ロ　（略）

ハ　指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。